

通関業法 学習のポイント

片山立志先生

通関業法

- 「関税法を学習してから勉強をすると面白ぐらい頭に入る。」とある合格者は言っていましたか、本当ですか？



本当だと思います！



ちょっと問題をみて見ましょう。

つぎのうち、通関業務に該当するのは、どれでしょうか。すべてを選びなさい。

- 1、輸入許可後における修正申告の手続き
- 2、特例申告の手続き
- 3、本船扱いの承認申請の手続き
- 4、保税地域にある外国貨物の見本の一時持ち出しの許可申請手続き
- 5、輸入許可前貨物の引取承認手続き



専門用語、わかりますか？

つぎのうち、通関業務に該当するのは、どれでしょうか。すべてを選びなさい。

- 1、輸入許可後における修正申告の手続き
- 2、特例申告の手続き
- 3、本船扱いの承認申請の手続き
- 4、保税地域にある外国貨物の見本の一時持ち出しの許可申請手続き
- 5、輸入許可前貨物の引取承認手続き

専門用語

- 関税法に出てくる専門用語を知らないと理解に苦しみます。



通関業法は、関税法と一体で関税法にまとめ
てもおかしくない法律



「通関業法は、通関業務の適正な運営を図ることにより関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。」

通関業者と通関士

財務大臣の許可



通関業者

許可・取消し・消滅・監督処分

通関士(通関業者に属する)

資格の喪失・懲戒処分

通関業の欠格事由

- 絶対ダメ**
- ①心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定める者
 - ②破産者であって復権を得ない者
 - ③暴力団員
 - ④暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

5年を経過 暴力団員でなくなった者

しないとダメ

3年を経過 ①禁錮刑以上の刑に処せられた者

しないとダメ ②関税に関する一定の犯罪

国税、地方税ほ脱罪などにより

罰金刑、通告処分を受けた者

③通関業法違反で罰金刑に処せられた者

2年を経過 ①通関業の許可を取消された者、又は通関

しないとダメ 士であったもので通関業務に従事すること

禁止された者

②公務員で懲戒免職処分を受けた者

通関業の許可基準

① 経営の基礎が確実

許可申請にかかる通関業の経営の基礎が確実であること

② 十分な社会的信用と適正な業務遂行能力

許可申請者がその人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること

③ 通関士の設置

許可申請にかかる通関業を営む営業所につき、通関士設置要件を備えること

通関業者・通関士の義務

「通関業者・通関士の義務」

- 共通の義務

- 1、名義貸しの禁止
- 2、秘密を守る義務
- 3、信用失墜行為の禁止

- 通関業者の義務

- 1、通関士の設置義務
- 2、通関士に一定の通関書類を審査させる義務など
- 3、届出義務

通関士の資格の喪失

- ① 確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなったとき
- ② 通関業の欠格事由に該当したとき
- ③ 通関士試験の合格の決定が取り消されたとき
- ④ 偽り、その他不正の手段により確認を受けたことが判明したとき

(以上業法)